非常時における児童の登下校について【令和５年度版】

村田町立村田第二小学校

非常時の児童の登下校時の安全確保のため、下記についてご理解とご協力お願いします。

記

1　登校について

（１）　天候状況が極めて悪化するなど、児童生徒の安全が脅かされる場合は、臨時休業の措置を行うことがあります。臨時休業せざるを得ないと学校が判断した場合には、緊急メール（マチコミ）でその旨をお知らせします。メール登録がお済みでない方は、速やかにご登録くださいますようお願いします。

（２）　臨時休業にならない場合でも、天候および自宅周辺の状況が危険だとご家庭で判断された場合は、登校を見合わせてください。その場合は、「出席しなくてもよい日」の扱いになり、欠席扱いにはなりませんので、学校に連絡をお願いします。

（３）　登校させる場合は、児童の安全確保のため、保護者同伴での登校をお願いします。近所の友達と一緒に登校させる場合でも、必ず保護者１名は同伴してください。

2　下校について

下校時刻においても、児童の安全が十分に確保できないと学校が判断した場合は、以下のいずれかの措置を行います。

（１）　学校待機（待機後、天候を見て、集団下校または保護者引き渡しとなります。）

（２）　保護者引き渡し（児童館の児童は、児童館で待機します。）

（３）　教職員引率による集団下校

あらかじめ緊急メール（マチコミ）で対応についてお知らせします。

以上のことを基本とし、状況に応じて臨機応変に対応します。